

# 国民健康保険に加入のみなさまへ

## 令和4年度 国民健康保険料率のお知らせ

国民健康保険は加入者の皆さまで保険料を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

令和4年度の国民健康保険料率は、北海道から示される国保事業費納付金などを基に、世帯単位で2%以内の保険料率の引き上げが必要となりました。

今後の安定的な事業運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

### 【保険料率】

区 分		令和4年度 (改定後)	令和3年度 (改定前)	差 引
《基礎分》 (加入者の医療費に充てる分) 【全加入者が対象】	所得割	8.26%	8.18%	+ 0.08%
	均等割 (一人につき)	21,800 円	21,600 円	+ 200 円
	平等割 (一世帯につき)	23,400 円	23,200 円	+ 200 円
《後期高齢者支援金等分》 (後期高齢者医療への支援分) 【全加入者が対象】	所得割	2.87%	2.74%	+ 0.13%
	均等割 (一人につき)	7,400 円	7,100 円	+ 300 円
	平等割 (一世帯につき)	8,000 円	7,700 円	+ 300 円
《介護納付金分》 (介護保険制度への負担分) 【40歳～64歳が対象】	所得割	2.10%	2.20%	- 0.10%
	均等割 (一人につき)	8,300 円	8,600 円	- 300 円
	平等割 (一世帯につき)	5,900 円	6,200 円	- 300 円

令和4年度より、就学前の子どもの均等割額は半額で算定します。

年間の賦課限度額は、

《基礎分》	630,000 円 (改定前)	650,000 円 (改定後)
《後期高齢者支援金等分》	190,000 円 (改定前)	200,000 円 (改定後)
《介護納付金分》	170,000 円 (据置き)	に改定しております。

## 《納入通知書は6月中旬発送です》

このページに掲載されている情報の担当部署・お問い合わせ先

市民環境部国保医療課国保料係	直通電話	24 - 0279
	FAX番号	23 - 6700